

愛知県社会福祉施設食材費高騰対策支援金（介護区分）質疑応答集

※随時更新しますので、提出の際は、必ず最新版を御確認ください。

vol.1（令和5年4月26日現在）

区分		質問	回答
目的			
A	1	目的 この支援金の目的は何か。	昨今の食材費高騰の影響を受けながらも介護サービスの安定的な提供を継続している施設、事業所（以下、施設等という。）を支援するため、「令和4年度愛知県社会福祉施設食材費高騰対策支援金交付要綱」に基づき、サービス提供に要する食材費（高騰相当分）に対し助成するものです。
対象施設等			
B	1	対象法人 運営法人の法人格に制限があるか。	申請対象の法人格に制限は設けていません。対象となる施設等であれば、いずれの法人格（個人事業主、組合等団体も可）であっても申請可能です。
B	2	対象法人 今年度、食材費高騰分の補填を目的とした補助金を既に他自治体から受けているが、重複して申請してよいか。	重複申請は可能です。 （本支援金は、昨今の食材費高騰分として対象期間を設けずに支給する仕組みとしているため、その他の自治体との重複受給について妨げるものではありません。）
B	3	対象施設 対象の施設、事業所種別は何か。	県内（政令、中核市含む）の介護保険施設等（入所施設・居住系、多機能型、短期入所系、通所系）及び養護老人ホーム、軽費老人ホーム ※各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業のうち「通所型サービス」を含む。ただし、公立公営施設等は除く。 ※訪問系事業所（福祉用具貸与・販売含む。）、介護保険法上の特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、は対象となりません。

区分		質問	回答
B	4	対象施設 対象施設、事業所の基準日はいつか。	<p>2023年3月1日及び交付決定日（支援金振込時点）に現存しサービス提供を行う施設等で、2023年2月分のサービス提供に係る介護報酬請求実績がある施設等とします。</p> <p>なお、2023年3月1日に新たに指定を受けた施設等については、対象となる場合がありますので、ご相談ください。</p> <p>また、基準日において休止している施設等は原則対象外ですが、新型コロナウイルス及び自然災害等やむを得ない事情により、短期間の休止をしている場合については対象となる場合がありますので、ご相談ください。</p> <p>※2023年3月2日以降に指定を受けた施設等は対象となりません。</p> <p>（例）</p> <p>① 3月まで事業実施していたが、3月末で事業廃止…対象外</p> <p>② 3月2日以降に新規開所…対象外</p> <p>③ 3月1日に新規開所…対象 ※ただし、3月の報酬実績があること</p> <p>④ 2月には休止していたが、3月1日に再開…対象 ※ただし、3月の報酬実績があること（3月1日に再開したことが分かる書類（指定権者に対する休止及び再開の届出等）を提出すること。）</p>
B	5	対象施設 みなし指定（いわゆる医療みなし）を受けている病院・診療所、歯科診療所、薬局、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションは対象となるか。	<p>通所リハビリテーションにおいて、2023年2月分の介護報酬請求実績がある施設に限り、対象となります。</p> <p>（介護予防通所リハビリテーションも含む）</p>
B	6	対象施設 各介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業は対象となるか。	<p>今回対象となるサービス種別に対応する介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業のうち「通所型サービス」は対象となりますが、介護保険事業と同一スペースを使ってサービス提供を行っている場合には重複して申請することは出来ませんので御留意ください。</p>
B	7	対象施設 公設民営の施設は対象か。	<p>対象として差し支えありません。（公営の施設等以外は対象となります。）</p>
B	8	対象施設 養護老人ホームや軽費老人ホームは特定施設入居者生活介護の指定を受けていなくても対象施設となるか。	<p>特定施設入居者生活介護の指定の有無に関わらず全て対象となります。</p>

区分			質問	回答
B	9	対象施設	一部介護付きの有料老人ホームは対象施設となるか。	<p>特定施設入居者生活介護の指定を受けている定員分が対象となります。</p> <p>(例)</p> <p>①有料老人ホーム定員…50名/特定施設定員…50名 → 申請定員…50名</p> <p>②有料老人ホーム定員…50名/特定施設定員…35名 → 申請定員…35名</p>
B	10	対象施設	申請する定員数はどの時点のものになるか。	<p>本事業の基準日（2023年3月1日）時点における定員の状況としてください。</p>
B	11	対象施設	通所介護事業所にかかる申請定員はどのようにすればよいのか。	<p>指定通所介護事業所の申請定員については「利用定員」で申請してください。</p> <p>「利用定員」とは、事業所において「同時に」通所介護サービスの提供を受けることができる「利用者数の上限」をいいます。</p> <p>※午前、午後の2部制で行っている通所介護においては、午前、午後それぞれの定員数を合算したものではありません。</p> <p>※主な事例は下記の例のとおりですが、当該事業所に係る指定申請書や運営規程を確認のうえ、申請してください。</p> <p>(例)</p> <p>①[1日型のデイ] (1単位) で実施 [単位1]: 月～金 9:00～17:00 定員 15名 →事業所の利用定員数15名</p> <p>②[午前・午後の半日デイ] (計2単位) で実施 [単位1]: 月～金 9:00～12:00 定員 15名 [単位2]: 月～金 13:30～17:00 定員 10名 →事業所の利用定員数15名</p> <p>③[午前・午後の半日デイ][1日型のデイ] (計3単位) で実施 [単位1]: 月～金 9:00～12:00 定員 15名 [単位2]: 月～金 13:30～17:00 定員 10名 [単位3]: 月～金 9:00～17:00 定員 20名 →事業所の利用定員数35名</p>

区分			質問	回答
B	12	対象施設	同一の介護保険事業所番号でサービス種別が異なる事業所の場合、どちらも対象になるのか。	介護保険事業所番号が同一であっても、サービス種別が異なる場合はどちらの事業所も対象となる場合があります。ただし、同一スペース（※B13参照）においてサービス提供している場合はどちらか一方のみでの申請しかできません。
B	13	対象施設	通所系半日型デイサービスで食事を提供していない事業所は対象になるか。	対象施設等の要件である、「事業者等が利用者へ提供する食事にかかる食材費を負担」に該当しないため、対象外です。
B	14	対象施設	食費について利用者負担がある場合、対象になるか。	負担割合にかかわらず、原則対象となります。ただし、以下の例のように事業者負担が一切ない場合は対象外となります。 例) 利用者から1食500円を徴収し、毎食弁当等を500円で購入し、利用者へ提供している。
B	15	対象施設	3月1日時点で地域密着型通所介護を運営しており、4月末で廃業する。5月1日に、通所介護として営業するが、対象となるか。	入金日（=交付決定日）までの間に廃止する施設等は対象外です。 本ケースの場合、介護保険上の指定サービスが異なることから、同一の事業所とみなせないため、対象外となります。

区分		質問	回答
B	16	優先順位 同一スペースにおいて複数のサービス種別を提供している場合はどうか。	<p>いずれか1つの施設等において申請してください。（重複申請は出来ません）</p> <p>※なお、主としてサービスを提供する独立したスペース（別フロア・別部屋）が存在し、それぞれ独立したスペース（別フロア・別部屋）において指定を受けている場合は「同一スペース」にはあたりません。</p> <p>（例）</p> <p>①特養と短期入所生活介護の場合 空床ショート→特養と重複する為、ショート分は申請不可 併設ショート→特養と異なるスペースの為、特養・ショート共に申請可能。</p> <p>②通所介護（地域密着型通所介護）と通所型サービス (1)同一スペース（同部屋）でのサービス提供を行っている場合 通所介護（地域密着型通所介護）及び通所型サービスともに指定を受けている場合であっても、一方のみでの申請となります。</p> <p>(2)異なるスペース（別フロア・別部屋）でサービス提供を行っている場合 それぞれの独立したスペースにおいて指定を受けていれば、通所介護（地域密着型通所介護）及び通所型サービスいずれの申請も可能です。</p> <p>③老健と通所リハの場合 老健に併設する通所リハについては、老健のサービス提供スペースとは別に独立したサービス提供スペースが確保される必要があることから、原則としていずれの申請も可能です。ただし、様々な実施形態があると考えられることから、申請にあたっては、自施設のサービス提供形態が同一スペースに当たらないことを必ず確認してください。</p>
B	17	優先順位 同一の施設等で介護保険と障がい福祉の両方のサービス（共生型サービス）を一体的に行っている場合はどちらが優先か。	<p>主として使用するサービス分野（先に指定を受けた分野）において申請してください。（重複申請はできません。）</p>

区分		質問	回答
申請手続き			
C	1	申請書 支援金の申請はどの様にするのか。	申請は電子申請にて受付します。県WEBページに専用申請フォームのURLがありますので、法人単位でとりまとめた上で、そちらから手続きを進めてください。なお、申請にあたっては必ずこの質疑応答集及び交付申請マニュアル（介護区分専用）を熟読してください。 例外として、インターネットの接続環境がない等電子申請が著しく困難な場合に限り郵送で書面による受付をしますのでコールセンターあてご相談ください。
C	2	申請書 介護予防事業所だけの指定を受けているが、事業所一覧表の「サービス種別」のプルダウンに当てはまる項目がない。何を選んだら良いか。	介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業のうち「通所型サービス」のみを行う施設等においては、対になる介護サービス種別を選択し、申請してください。 例) 通所型サービスのみ実施 → 「通所介護」を選択
C	3	申請書 (介護事業所番号) 養護老人ホーム、軽費老人ホームは介護事業所番号がないため、入力しようがない。どのようにしたらよいか。	養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（介護保険法上の特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を含む。）については、便宜上、以下のとおり番号（10桁）を入力してください。 ・「養護老人ホーム」：2300000000 ・「軽費老人ホーム」：2300000001
C	4	交付決定 交付決定の方法、振り込み時期はいつ頃か。	申請書受付後、審査を行い、適正と認められた場合は、申請書に記載の口座に申請額を振り込みます。指定口座への振り込みをもって交付決定とします。（別途交付決定通知は発送しません。）振り込みは、2023年5月末～8月末を予定しています。
C	5	証拠書類 証拠書類はどのようなものを揃えておけば良いか。	申請書には添付の必要はありませんが、支援金に係る証拠書類として以下の書類を事業所等内へ保管（5年間）していただく必要があります。 ①交付申請書（電子申請システムで申請提出後翌営業日（申請事業所数が21件以上の場合は2営業日後）を目途にマイページからダウンロードする申請書） ②申請定員数の根拠となる書類（施設等の指定申請書、変更届出書の写し等） ③本支援金の収入及び支出の関係を示す書類（決算書類、本支援金の入金記録を確認できる通帳等） ④申請施設等の食材費を申請法人（個人事業主含む。）が負担していることを示す書類（2023年2,3月分の食材費の支払いに係る請求書及び振込が確認できる通帳等）

区分		質問	回答
口座登録関係			
D	1	振込先口座	<p>申請者と口座名義は一致（法人名のみは可）する必要があり、これが異なる場合、支払いができません。</p> <p>ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。なお、委任状は申請フォーム上からダウンロード可能です。フォーム上でダウンロードし、添付する形で提出ください。（郵送で書面による受付を希望する場合には、コールセンターへの相談時に委任状も必要な旨伝えてください。）</p>
D	2	振込先口座	<p>口座名義については、通帳を確認しながら、通帳に記載されている名義を半角カタカナで入力してください。</p> <p>なお、スペース、濁点（・）及び半濁点（゜）を含め30文字以内です。</p> <p>以下の点に特に注意してください。これを満たさない入力の場合は、支払い不能となります。</p> <p>1. 個人名</p> <p>① 姓と名の間には半角スペースをいれてください。 （例）ヤマト 太郎</p> <p>2. 使用可能文字</p> <p>①数 字 （10種類） 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0</p> <p>②カナ文字 （45種類） アイウエオカキクケコサシスセソタチツテト ナニヌネノハヒフヘホマミムメモヤユヨラリ ルレロワヅ</p> <p>③英 字 （26種類） A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z</p> <p>④濁 点、半濁点 （2種類） ・ ゜</p> <p>⑤記 号 （8種類） , . 「 」 () / - (マイナス記号)</p> <p>⑥禁止文字</p> <p>a. A・Bのような中点は不可。 （例）正：エ・ビ`-・シ- 誤：エ・ビ`-・シ-</p> <p>b. 長音記号「-」は使用不可。マイナス「-」をお願いします。</p> <p>c. 縮小文字は使用不可。 （例）正：シャカイガクホウジン 誤：シャカイガクホウジン</p> <p>口座名義（カナ）を入力する際に、注意することは何か。</p>